

6 確認審査で質疑の多い事項 part1

① 設計図書(意匠図)と検証法計算での図中相違

この質疑事項が最も多い状況です。

不完全な状態での審査ですと時間も要するばかりか、代理者の方に何度も訂正に来社していただく事となり、本来の検証法の審査に及びませんので十分に確認の上、添付してください。

【相違している項目の具体例】

- 1、 間仕切り(プラン)の相違
- 2、 開口部の数の相違
- 3、 開口部の性能の相違
- 4、 開口部寸法の相違
- 5、 天井高さの相違
- 6、 内装仕上げ材の相違
- 7、 各室の面積の相違

② 煙降下時間算定にあたり、火災室の限界煙層高さ「Hlim」と「非火災室の煙発生量」の開口部仕様の混同

限界煙層高さ Hlim は、「常閉防火設備又は煙感知連動の防火設備」により開口部中心までの高さとなりますが、「熱感知器連動の防火設備」(令 112 条 14 項一号性能)では Hlim を開口部上端とする必要があります。この混同される理由としては、非火災室の煙発生量と類似した開口部規定である為と考えます。それに加え、「煙感知連動開口部＝二号扉」や「特定防火＝二号扉」とし計画している場合もありますので、閉鎖機能のみならず開口部性能についても異なることに注意が必要です。

※ 開口部の計画については

- ・ 遮炎性能と遮煙性能の 2 つの性能が要求され、火災と煙・ガスの伝播経路に設けられる開口部がどのような性能を持つかにより、建物の持つ安全性が大きく変わりますので数値では 10 倍の違いがあります。よって、避難に関しては開口部の遮煙性能が重要であることが分かります。

③ 令第 121 条第 3 項 2 以上の直通階段の重複距離

- ・ 階避難検証において、令 120 条に定める「直通階段までの歩行距離」が適用を受けないため、平面計画上で 2 直の重複距離が抵触している場合があります。

④ 令第 128 条(敷地内通路)

- ・ 検証法で、避難出口としてみている開口部からの避難経路の幅 1500 が確保されていない場合があります。この条文は階避難・全館避難安全検証を行っても、適用除外を受けることが出来ません。